

幼児教育・保育の無償化について

認定こども園・へき地保育所の利用

3～5歳児クラスのすべての子どもが無償化の対象です。

○無償となる期間は、原則、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。ただし、1号認定子どもは、満3歳の誕生日から入園できますが、入園時から（4月1日を迎える前であっても）無償化の対象となります。

○実費負担となっているカラー帽子、粘土、作品ファイル等の費用は、これまでどおり保護者負担となります。

給食費助成についてのお知らせ

幼児教育・保育の無償化に伴い1号認定及び2号認定子どもの給食費は、以下のとおり取り扱われることになりました

【国の制度】

- (1) 給食費は、主食費（お米、パン、麺などにかかる費用）と副食費（おかず類、おやつ、飲料にかかる費用）に分けられます。
- (2) 原則として主食費、副食費ともに保護者負担とし、園が徴収します。
- (3) ただし、以下の①、②に該当する場合は、副食費が免除され、主食費のみ園が徴収します。

	主食費	副食費
① 年収 360 万円未満相当世帯	保護者負担	免除
② 多子世帯※	保護者負担	免除
①、②以外の世帯	保護者負担	保護者負担

【本別町独自の施策】

○本別町は主食費及び上記の（3）①、②に該当しない子どもの副食費についても助成することとしました。

	主食費	副食費
①年収 360 万円未満相当世帯	町が助成	免除
②多子世帯※	町が助成	免除
①、②以外の世帯	町が助成	町が助成

○したがって、すべての入園児について給食費を徴収することはありませんが、申請が必要です。

※多子世帯の考え方

1号認定・・・小3以下のきょうだいのみカウントで第3子以降

2号認定・・・同時入園のきょうだいのみカウントで第3子以降